

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和6年6月25日（火） 午前10時00分～午前11時14分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 田崎あきひさ 委員 岡崎つよし 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 行政課長 山田美代子 議長 木村さゆり 委員外議員 山田けんたろう わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長

市長

2 議題

(1) 令和6年第1回長久手市議会定例会について

ア 市長提出予定議案について

＜説明：総務部長、行政課長＞

- ・追加議案第51号（議案の概要のとおり）

（富田委員）今回はⅢ期工事ということだが、請負契約者はⅠ期・Ⅱ期の工事とは違うか。

（行政課長）違う事業者である。

（委員長）説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、行政課長退席＞

イ 議事日程（第6号）について

＜説明：事務局＞（議事日程第6号のとおり）

- ・日程第1 諸般の報告
意見書の処理結果について
議案の提出について
- ・日程第2 議案第51号
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- ・日程第3 議案第43号から議案第51号まで

(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

・日程第4 議員派遣の件

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

ウ その他

<説明：事務局>

・委員会付託議案（付託表のとおり）

教育福祉委員会 その他1件

(委員長) 説明のとおりでよいか。

<異議なし>

(2) 常任委員会の委員兼任の状態について

(委員長) 常任委員会の委員について、委員兼任により補充する現行の体制と、欠員のままとする体制のどちらがよいか。また、欠員状態の体制に変更する場合はいつから行うかについて、各会派の意見を伺う。

(公明党) 少なくとも現委員の任期2年間は、現行どおり委員兼任による補充体制とし、令和7年5月に委員の新しい任期を迎える前に、議会運営委員会で再考するのがよい。

(みらい) どちらの体制がよいかは会派内でまだ結論が出ていないが、現委員の任期2年間は現行の体制を継続するのがよい。

(ながくて) 現委員の任期2年間は現行の体制を継続し、令和7年5月以降の新しい委員の任期からは欠員状態の体制に変更するのがよい。

(香流) 現委員の任期2年間は現行の体制を継続し、令和7年5月以降の体制については改めて議論すればよいが、基本的には現行の体制でよいと考えている。

(無会派の会)

他の会派は「現委員の任期2年間は現行の体制を継続するのがよい」という意見が多いようなので、それについては異論はない。ただ、次の委員の任期については、現在の議員の実数16人に合わせた欠員状態の体制とするのがよいと考える。

(わたなべ委員外議員)

議員定数は18人であり、その中で二つの常任委員会の委員定数がそれぞれ9人、8人と定められている。委員会においてきちんとした協議や審査を行うには、定数に合わせ、委員を補充すべきだと考える。

(委員長) 現委員の任期2年間は、現行の体制を継続することとする。

次の委員任期である令和7年5月以降はどのような体制とするかについては、改めて協議して令和6年度中に結論を出せるよう、事務局とスケジュール確認をしながら進める。

3 その他

・委員会資料の請求方法について

(委員長) 現在は、委員がdesknet'sNEOの電子会議室に必要な資料の内容を入力したり、紙に書いて委員長に直接渡すなどの方法で請求している。先日事務局から、委員から委員長に提出する資料請求の様式について提示があったが、それはなかったものとして、本委員会で話し合うこととした。

各会派の意見を伺う。

(無会派の会)

資料請求のための様式を作り、それにこだわりすぎると請求すること自体が手間でおっくうになる。資料請求の取りまとめを行う委員長の裁量次第であり、委員長と委員がお互いに伝えやすい、伝わりやすい形であればよいと思う。

(香流) 資料請求のための様式を定めた方がよい。

(ながくて) 委員はしっかりと審査するために資料を請求するのであって、執行部側も同じくしっかりと審査をしてほしいはずなので、必要な資料の内容が伝わるのであれば様式は定めなくてよい。

(みらい) 様式に記入して提出を受けたところで結局、委員長としてその委員に内容の聞き取りをしないといけないことには変わりはない。様式があれば無駄にはならないが、定めなくてもよいと思う。

(公明党) ある程度の整理がしやすくなるという点では、様式があった方がよいと思う。ただ、請求する時点で必要とした目的とは違う形で、いただいた資料を使うこともあるだろうから、様式の取扱いとしては、記入した内容が全てを決定づけるものではないという程度の扱いであった方がよい。

(翼) 丁寧な審査をするために必要な資料の請求に、様式を定めることで大きなプレッシャーになる。様式があってもなくても結局、委員が委員長にどう伝え、委員長が執行部にどう依頼するかである。

様式はなくても、最低限、議案番号と議案名、予算関係であればページ数と事業名、どういう資料がほしいかを書いて委員長に渡し、その内容で委員長がわからない場合は委員に聞き取りをすればよい。

(わたなべ委員外議員)

自分がどのような資料が欲しいかということを、委員長に正確に伝えることが第一である。議案が配付されてから資料請求の締切りまでの期間はあまり長くないし、様式はあってもよいかもしれないが、それよりも委員長と委員間で行き違いがないようにしっかりと話をすることが重要である。

(山田(か)委員)

市議会の申合せ事項に、所管事務調査については書式が定めてある。

(事務局) 所管事務調査について申合せ事項に定めているのは、テーマが決まった後に委員長から議長宛てに提出する通知書の書式であり、委員から委員長に向けたテーマの提案や資料請求のための書式ではない。

(山田(か)委員)

委員会の資料請求も含め、現在定めのない様々な申請の書式についても、仕組み作りのためには議論していくのがよいと思う。

(委員長) 何が知りたくてその資料を請求するのかを、きちんと委員長に伝えることが大事であり、各委員がそのことについて自覚を持って行わなければ、様式を作ったとしても解決しない。様式にこだわらなくてもよい。

(わたなべさつ子議員)

委員長は、委員からの資料の取りまとめと同時に、自身の一般質問通告の準備も短期間で行わなければならない、大変な状況である。そのことも考慮した仕組みを検討する必要があると思う。

(岡崎委員) 現状、必要な資料を委員長に提示する際、箇条書きで簡単に羅列してあるだけであり、そのまま委員長から執行部に伝えても、何を求めているのかが伝わらない。請求する以上は、委員から委員長にしっかりと説明をしないとイケないと思うが、様式にこだわる必要はない。

(委員長) 今まで何も問題なくスムーズに進んできたのに、なぜ様式を作るといような、私たち議員の首を絞めるような話になったのか分からない。

必要な資料を委員から委員長に提示する方法については、「紙に書いて渡す」、「desknet'sNEOのダイレクトメッセージを委員長あてに送信する」など統一した方がよいか。

(岡崎委員) 委員と委員長との個人的なやり取りではなく、どのような資料を請求しているかを他の委員も共有できるように、desknet'sNEOの電子会議室に入力するのがよいと思う。

(委員長) 様式は定めないこととし、請求する資料の内容については電子会議室に入力することとする。

(副委員長) それを「基本とする」ということでよい。あとは委員長の判断で、委員に直接ヒアリングするとか、求める資料の詳細を電子会議室内で委員同士で確認するなど、必要な方法をとればよい。

今回事務局から様式の提示があったのは、求めている資料の内容が、委員から委員長へ、委員長から執行部へきちんと伝わっていないという背景がやはりあるのだと思う。他の委員がどのような資料を請求するかについて見える化することで、議員自身のスキルアップや委員長の負担軽減につながると思う。

(委員長) 9月定例会から、そのように対応することとする。

・委員会の所管バランスに関する市長の意向の聞き取り結果について

(委員長) 委員会の所管バランスについて、令和6年6月6日に市長・副市長と話をした。事務局から報告願う。

(事務局) 議会側は議長・副議長・議会運営委員長、執行部側は市長・副市長・参事・市長公室長が参加し、議会事務局長が同席した。

前回の委員会で、前議長である岡崎委員から「現市長と副市長に常任委員会の所管バランスの悪さについては直接話をしたが、結果、何も触れずに改善

されないままである」との発言があり、この岡崎前議長の申し入れについて、木村議長から状況確認をされた。市長は、委員会の所管バランスが悪いことについては議員時代から認識しており、前議長・前副議長から「執行部側で組織を再編し、委員会の所管バランスを改善できないか」との話はあったが、回答を求められたという認識はないとのことであり、市長公室長も同様の認識であった。また副市長によると、令和6年初めに岡崎前議長から「本件についてはどうなったか」との再確認があったが、「執行部側では委員会の所管バランスを調整するような組織再編はしないので、議会側で委員会に関する条例の改正をしてはどうか」と返答し、現在の部課等の数を伝えたとのことである。

この聞き取り結果を受け、委員会の所管バランス改善は議会側で検討し、委員会に関する条例を改正する方向で進めることとした。

令和7年度当初の組織体制については大きな変更の予定はなさそうだが、執行部としてできるだけ早い時期に周知したいと考えているとのことであり、議会と執行部で協力しながら進めることとし、今回は9月定例会以降に協議することで合意した。

今後は議会側で、委員会に関する条例をどのように改正すべきかを見据えながら所管の割り振りを検討し、その結果をもって、次回の執行部との協議を行うことになる。

(岡崎委員) 人間なので認識のずれはある。

今後は執行部と協力しながら、議長にしっかりと進めていってほしい。

(議長) 所管のバランスが改善されるような常任委員会の体制について、議会として検討を進めていきたい。

(副委員長) 「執行部の組織再編に頼らず、議会側で委員会に関する条例の改正を検討する」ことを、執行部から依頼されたのか。議会側で進めていこうという議長としての考えか。

(議長) 執行部は執行部として組織体制を整えており、それは議会側に都合の良い形にはなりえない。委員会の所管バランスは、議会側で整える必要がある。

(ささせ委員)

私が副議長を務めたときにも、委員会の所管バランスの問題について前市長に話をした。ただ、一部の課の審査のみ、別の所管の委員会に説明員として出席してもらえるような協力を得られるかという相談をしたのであって、「議会の都合に合わせて市の組織を再編してほしい」などということは決して申し入れしていない。

(委員長) 各部の下にある課等の数も考慮して、例えば、現在は総務くらし建設委員会の所管である建設部を、教育福祉委員会に移行して「教育福祉建設委員会」とするなどの方法が考えられる。

(副委員長) 議会側で委員会の所管バランス調整を自由に検討してよいのであれば、部単位ではなく、課単位で委員会の所管を決めることもできるのか。

(議長) 議会側で検討するとはいえ、課単位だと説明員として出席する執行部側が困ることになるので、所管は部単位で決める。

(副委員長) 例えば、くらし文化部の生涯学習課が補助執行している教育委員会の所管事務について、総務くらし建設委員会ではなく教育福祉委員会の所管にすることはできるのか。

(議長) 確認しておく。

(委員長) 今のところ執行部では大きな組織再編は考えていないとのことだが、もし行うということになれば、できるだけ早く情報をもらって、それに合わせて議会側も検討することになる。執行部の方針が分かり次第、12月定例会の本委員会で協議することによいか。

<異議なし>

(委員長) 議会基本条例の検証結果について、今後どのようなスケジュールで議論を進めていくかを、次回の委員会で私から提案する。また、検証会議からの答申にあった、議会運営委員会に委員が欠席する際に、同じ会派の議員が代理で出席できるようにする仕組みの検討や、議員定数や議員報酬についても、次回の委員会で協議する。

次回は令和6年8月19日(月)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。